

横浜市プレミアム付商品券事業に関する周知への御協力について（依頼）

今回（10月1日）の消費税率引上げが、住民税非課税者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起・下支えにつながるよう、横浜市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を、10月1日から販売し、各登録店舗での利用を開始しています。商品券発行の状況を情報提供させていただくとともに、購入対象者への周知につきまして、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

1 情報提供させていただきたい事項

(1) 商品券購入引換券の送付について

購入対象者（住民税非課税者、概ね3歳半未満の子のいる世帯主）が、商品券を購入するためには、購入引換券が必要となります。購入引換券は、9月17日以降順次、住民税非課税者のうち申請された方及び子育て世帯に対して、送付しています。

※住民税非課税者分の購入引換券の交付申請期限を11月30日から **12月20日までに延長しました。**

(2) 商品券の引換購入窓口について（令和2年2月29日まで設置）

ア 引換購入窓口

市内の商店街、百貨店、スーパー、JA横浜（全店舗）等、全106か所

イ 引換購入窓口の確認方法

購入引換券交付時に同封する一覧表か商品券公式ホームページで御確認いただけます。

（商品券公式ホームページ：<https://premium-gift.jp/yokohama>）

(3) 商品券の利用可能店舗について（令和2年3月31日まで利用可能）

ア 利用可能店舗数

市内の商店街、百貨店、スーパー、医療機関等、11,368店舗（令和元年9月19日現在）

イ 利用可能店舗の確認方法

公式ホームページとともに、利用可能店舗一覧の冊子でも御確認いただけます。

冊子については、引換購入窓口で商品券の購入者に配付を行うとともに、各区に設置している商品券相談窓口や広報相談係等においても閲覧できます。

2 御協力をお願いしたい事項

市内の購入対象者は約60万人を想定しています。対象の方が商品券の情報を知り、多くの方が利用できるよう、継続的な広報が重要と考えています。つきましては、**別添の広報チラシを、自治会町内会の掲示板に掲出いただき、周知に御協力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。**

3 添付資料

掲示板掲出用チラシ

担当：

横浜市経済局商業振興課

TEL 045-671-2569

横浜市こども青少年局企画調整課

TEL 045-671-4281

横浜市健康福祉局企画課

TEL 045-671-3421

【参考】横浜市プレミアム付商品券について

1 目的

10月に予定されている消費税率引上げが、住民税非課税者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に発行します。

2 概要

(1) 購入対象者

ア 基準日(平成31年1月1日)時点で、横浜市の住民基本台帳に登録されている方のうち、令和元年度住民税非課税者

※住民税課税者に扶養されている方、基準日時点で生活保護・中国残留邦人等に対する支援給付等を受給している方を除く

イ 基準日(令和元年6月1日・7月31日・9月30日)時点で横浜市の住民基本台帳に登録されている方のうち、平成28年4月2日～令和元年9月30日生まれの子が属する世帯の世帯主

(2) 利用可能額

・(1)アの該当者：25,000円(購入額20,000円)

・(1)イの該当者：25,000円(購入額20,000円)×対象となる子の数

(3) 発行単位

1冊当たり利用可能額5,000円(購入額4,000円)※最大5冊まで購入可能

(4) 販売期間

令和元年10月1日～令和2年2月末

(5) 利用可能期間

令和元年10月1日～令和2年3月末

横浜市プレミアム付商品券

申請はお済みですか

消費税率の引上げによる住民税非課税の方や子育て世帯の消費に与える影響緩和と地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、プレミアム付商品券を発行します。



利用可能額
最大25,000円
(購入額20,000円)
5,000円が
プレミアム額

商品券は横浜市内のスーパー、百貨店、コンビニエンスストア、医療機関等、利用可能店舗として登録された店舗でご利用できます。

購入対象者

住民税非課税者

平成31年1月1日時点で住民登録があり、令和元年度の住民税が非課税の方
(住民税課税者に扶養されている方や生活保護受給者等を除く)

利用可能額

対象者1人につき、25,000円(購入額20,000円)

※どちらの要件にも該当する人は、両方の条件でそれぞれ商品券を購入できます。 ※対象となる子1人につき、購入引換券の交付は1回まで

子育て世帯の世帯主

平成28年4月2日～令和元年9月30日生まれの子がいる世帯の世帯主
※基準日(令和元年6月1日・7月31日・9月30日)時点で住民登録がある方
※この要件に該当する方は、事前の申請手続きは不要

利用可能額

対象となる子1人につき、25,000円(購入額20,000円)

住民税非課税者は、申請が必要です。申請期限：令和元年12月20日(金) ※当日消印有効

商品券の購入・利用可能期間

購入可能期間：令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土) 利用可能期間：令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

問合せ先

横浜市プレミアム付商品券専用ダイヤル

申請・購入引換券担当

☎ 0120-801-467

毎日9時～18時(土曜・日曜・祝日・年末年始含む)

商品券引換購入窓口・利用可能店舗案内担当

☎ 0120-907-175

平日9時～18時(12/29～1/3は除く) ※10月は土・日・祝日も対応

横浜市プレミアム付商品券

検索

⚠ 特殊詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

自宅や職場などに市区町村や内閣府の職員をかたる不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))や専用ダイヤルにご連絡ください。